

新潟経営大学と糸魚川市の観光連携に関する協定書

新潟経営大学（以下「甲」という。）と糸魚川市（以下「乙」という。）は、次のとおり観光連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に協力し、観光地域づくりの推進や人材育成等を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 観光地域づくりの推進に関すること。
- (2) 人材育成、研究教育及び情報交換に関すること。
- (3) 相互の観光交流の促進に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 本協定に基づき知り得た情報のうち、双方の協議において秘密にすべきと判断した情報については、相手方の同意なしに第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙のいずれからも異議がない場合は、有効期間をさらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月22日

甲 加茂市希望ヶ丘2909番地2

乙 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

新潟経営大学

糸魚川市

学長

堀 峰生

市長

才 田 徹